

令和6年長浜市農業委員会2月定例総会会議録

令和6年2月13日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（19人）

会長職務代理者 5 番 將亦 富士夫

委員	1 番	八若	和美	2 番	中川	半弥
	3 番	家倉	和行	4 番	多賀	正和
	6 番	森川	ゆり	7 番	廣部	重嗣
	8 番	森	勘十	9 番	橋本	治太郎
	10番	村方	義昭	11番	伊藤	泰子
	12番	尚永	稔	14番	北川	富美子
	15番	大塚	高司	16番	阿辻	康博
	17番	小畑	義彦	18番	池田	美由紀
	19番	二矢	秀雄	20番	西橋	絹子

2. 会議に欠席した委員

13番 角田 功

3. 会議に出席した職員

局長 田中 昌幸、次長 宮本 安信、副参事 西尾 教則、
副参事 中北 吉紀、副参事 近藤 英昭、主査 林 清次

4. 議案等

報 告	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第192号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第193号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第194号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第195号	農用地利用集積計画の一部取り消し案について
議案第196号	農用地利用集積計画案について
議案第197号	農用地利用集積等促進計画案について
議案第198号	土地改良事業参加資格交替承認について

5. 議事録署名委員

16番 阿辻 康博 17番 小畑 義彦

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会、令和6年2月定例総会を開催させていただきます。

それでは、本日の定例総会につきましては、委員総数の内19名と過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。

まず報告ですが、1月19日、常設審議委員会が大津市で開催されましたので、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件がありましたので、職員も出席しております。

次に、今月の審議事項につきましては3条申請が5件、4条申請が2件、5条申請が4件と、農用地利用集積計画の一部取り消し案の決定、農用地利用集積計画案、農用地利用集積等促進計画案の審議、土地改良事業参加資格交替承認、その他、各種届出等の報告がござい

ます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る2月5日に当番委員、8番の森勘十委員、9番の橋本治太郎委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。本日は所用のため会長が欠席されておりますので、議事進行については、將亦職務代理者よりお願いいたします。

(職務代理者)

本日は私、5番の將亦が、職務代理者として議事進行を務めさせていただきます。皆様、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

〈あいさつ〉

本日の欠席通告、13番の角田会長の欠席通告をいただいています。

議事録署名委員報告、16番の阿辻康博委員、17番の小畑義彦委員、両委員よりお願いいたします。

それでは、会議にはいります。議事が、円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和6年2月13日、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところですが。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、分木町地先、田1筆、495㎡を自動車駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南東に位置します。周囲の状況は、東と西は道路、南は宅地、北は雑種地です。

番号2、土地の表示、八幡東町地先、田2筆、545㎡を共同住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は、東は道路、西と南は宅地、北は田です。

続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、令和6年2月13日、長浜市農業委員会会長名。

今月は7件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、室町地先、田1筆、52㎡、畑1筆、13㎡、合計65㎡を売買により駐車場にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南西に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は水路、南は道路、北は雑種地です。

番号2、土地の表示、下坂浜町地先、畑1筆、148㎡を売買により駐車場にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は、東は里道、西と南は道路、北は宅地です。

番号3、土地の表示、室町地先、田1筆、243㎡を売買により宅地にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南西に位置します。周囲の状況は、東と西と北は区画整理事業用地、南は道路です。番号3の届出地は、室町土地区画整理事業の事業区域内の農地で現在仮換地中でございます。このため、地番が仮換地地番となっていることから一般的な地番と異なります。

番号4、土地の表示、八幡中山町地先、田1筆、534㎡を売買により、駐車場、資材置場にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は、東は雑種地、西は道路、南は番号5の転用地、北は雑種地です。

番号5、土地の表示、八幡中山町地先、田1筆、710㎡を売買により、駐車場、資材置場にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は、東は雑種地、西は道路、南は宅地、北は番号4の転用地です。

番号6、土地の表示、室町地先、田1筆、433㎡を使用貸借により宅地にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北西に位置します。周囲の状況は、東と南は区画整理事業用地、西と北は道路です。番号6の届出地は、室町土地区画整理事業の事業区域内の農地で現在仮換地中でございます。このため、地番が仮換地地番となっていることから一般的な地番と異なります。

番号7、土地の表示、川崎町地先、田3筆、1,239㎡、畑1筆、21㎡、合計1,260㎡を賃貸借により店舗にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北東に位置します。周囲の状況は、東は道路、里道、西は道路、宅地、南は宅地、北は道路です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和6年2月13日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計38筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させて

いただきます。内訳は、田37筆、67,420㎡、畑1筆、155㎡、合計67,575㎡の解約です。番号1から番号5につきましては、相対による解約で、耕作目的の解約です。次に、番号6から番号34につきましては、農地利用円滑化事業による解約で、耕作目的の解約です。次に、番号35から番号38につきましては、農地中間管理機事業による解約で、耕作目的の解約でございます。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(職務代理者)

ただいま報告のありました3件についてご質問がありましたら、発言ください。

(職務代理者)

ございませんか、ないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第192号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第192号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和6年2月13日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、ご説明いたします。今月は3条申請が5件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項、及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の申請番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、木之本町古橋地先の登記地目、田1筆、117㎡を、贈与にて権利を取得されるものです。申請地は青地の登記地目が田で、現地は耕起がされていきました。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。譲渡人は管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。なお、申請地は従来から畑をされており、引き続き畑として利用していくとのことです。

番号2、土地の表示、小谷丁野町地先の田3筆、6,418㎡と、畑7筆、1,298㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田と白地の畑で、現地は田は稲刈り後の状況で、畑は野菜の作付けと耕起がされている状況でした。譲渡人と譲受人は親子です。譲渡人は高齢となり、昨今、管理ができなくなってきたことから、耕作可能な譲受人である息子に生前贈与をするため話がまとまり申請されたものです。なお、今後は譲受人のほか、家族で耕作を続けていくとのことです。

番号3、土地の表示、加納町地先の登記地目、田2筆、733㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の登記地目、田で、現地は野菜の作付けと耕起がされていきました。申請地は、譲受人の自宅隣にあり、登記地目は田ですが、従来から畑として譲受人が耕作

されているとのことで、今般、双方で話がまとまり申請されたものです。

番号4、土地の表示、春近町地先の田1筆、971㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は、青地の田で、現地は稲刈り後の状況でした。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。譲渡人は管理ができないことから、耕作可能な申請地隣接を所有している譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号5、土地の表示、高月町高月地先の畑1筆、89㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は一部野菜の作付けがされ、一部はブルーシートがかけられていました。譲渡人と譲受人は兄妹です。譲渡人は管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。なお、今後譲受人は夫婦で耕作をしていくとのことでした。

以上、申請番号1から5につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わり等の面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第192号について、事務局からの説明を終わらせていただきます。

(職務代理者)

ただいま説明のありました議案第192号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(職務代理者)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第192号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(職務代理者)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(職務代理者)

次に、議案第193号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第193号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和6年2月13日、長浜市農業委員会会長名。

議案第193号につきましては、今月の締切までに2件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほどご説明いたします。備考欄に、こめじるしがついていきます案件につきましては、さる1月22日に、農地等調査委員会の將亦委員長、1番の八若和美委員、6番の森川ゆり委員と協議をし、提出している案件です。

現地調査につきましては、令和6年2月5日に、8番の森勘十委員、9番の橋本治太郎委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

申請番号1、細江町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、地域住民の日常生活上必要な施設の場合には、例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、森委員よりご報告をいただきます。

(森委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、細江町地先、畑、260㎡、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は道路、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地の近くに居住されている方から駐車場として借り受けたい申出があり、貸駐車場として整備するために、申請されたものです。現地調査を行った結果、雨水排水は、自然浸透で排出される計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、月ヶ瀬町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会からの同意を得られていることから受け付けております。本案件の詳細

につきましては、橋本委員よりご報告をいただきます。

（橋本委員）

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、月ヶ瀬町地先、畑、135㎡、転用目的を駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地はすでに造成されています。これは、申請人の先々代が、50年以上前に農地法の手続きを取らずに住宅を建築されていたもので、現在は、住宅は取り壊された状態となっています。今後、自家用駐車場として使用するため、申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は、西側の道路側溝に排出する計画となっており、隣接に農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（職務代理者）

ただいま説明のありました議案第193号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

（職務代理者）

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第193号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（職務代理者）

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

（職務代理者）

次に、議案第194号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

議案第194号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和6年2月13日、長浜市農業委員会会長名。

議案第194号につきましては、今月の締切までに4件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたし

ます。備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、先の議案第193号と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

申請番号1、川道町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、森委員よりご報告いただきます。

(森委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、川道町地先、畑、85㎡、契約内容は売買で、転用目的を進入路敷地とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は宅地、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。現地はすでに造成されています。これは、譲渡人の亡くなった配偶者が、30年以上前に家族や近隣の住民の方が使用できる駐車場として整備されたもので、現在に至っております。このたび、同敷地の一部を分筆して、譲受人の住宅の進入路として使用するために申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出される計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、湖北町速水地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。湖北支所から300m以内に位置していることから、第3種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、橋本委員よりご報告をいただきます。

(橋本委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、湖北町速

水地先、畑、90㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は農地、南は農地、北は里道です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の近くで理容店を経営しており、理容店の資材置場を探していたところ、譲渡人との間で売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、小谷丁野町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。申請地は農振農用地であり、原則、転用はできませんが、農業用倉庫の建築なら例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、森委員よりご報告をいただきます。

(森委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、小谷丁野町地先、田、1,951㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を農業用倉庫とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は道路、宅地、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。賃借人は申請地の北側に農業用倉庫等を設置している農業法人ですが、今回、倉庫を拡張するために、敷地南側の法人代表者名義の農地に新たに農業用倉庫を建築するために申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南側及び西側の道路側溝に排出する計画になっており、隣接農地に影響を与える可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、曾根町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、橋本委員よりご報告をいただきます。

(橋本委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、曾根町地先、田2筆、563㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸駐車場、貸資材置場とした申請です。

周囲の状況は、東は水路、西は宅地、南は道路、北は農地です。

写真をご覧ください。今回、譲受人が旧びわ町エリアで重機、資材置場として借受けできる敷地を探している建設業者から依頼を受け、土地を探していたところ、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、南側の道路側溝に排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(職務代理人)

ただいま説明のありました議案第194号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(廣部委員)

番号1についてお聞きします。分筆し、今回、申請されたということですが、東側も現況は畑でない状態だと見受けられます。こちらについては、今回の申請地ではありませんが、指導等はされているのでしょうか。

(事務局)

お答えします。今回の申請地の東側の敷地につきまして、併せもったというようなかたちではあるのですが、全体的に駐車場として使用しておられます。元々は一筆でしたが、手続きをせず、駐車場として使用されておりました。こちらについても、転用手続きができていないので手続きをするように伝えています。なお、所有者はこちらについても売却の方向で話を進めておられます。

(廣部委員)

はい、分かりました。

(職務代理人)

他にございませんか。

(職務代理人)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第194号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(職務代理人)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

（職務代理者）

次に、議案第195号、農用地利用集積計画の一部取り消し案について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

議案第195号、農用地利用集積計画の一部取り消しについて、このことについて農業経営基盤強化促進法第19条の規定により決定を求めます。令和6年2月13日提出、長浜市農業委員会会長名。

本日は、担当課の農業振興課よりご説明させていただきます。

（農業振興課）

それでは、資料に基づきご説明させていただきます。本件につきましては、令和5年4月、定例総会にて承認いただきました農用地利用集積計画の内、別紙所有権移転につきまして、公告後、所有権移転登記確認時に利用権の申請日以前に譲渡人が死亡され、相続登記が完了していることが判明したため、本件の取り消しを行い、次の議案第196号、番号27で再度計画承認を求めるものです。今回の誤りについては、受付を行う際に便宜上農地台帳にて確認を行っていることから、相続の確認ができていなかったことが原因であり、今後は複数人での確認を行うなど再発防止に努めていきます。

本案件の説明は以上です。

（職務代理者）

ただいま説明のありました議案第195号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

（職務代理者）

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第195号、農用地利用集積計画の一部取り消し案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

（職務代理者）

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(職務代理者)

次に、議案第196号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第196号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和6年2月13日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課よりご説明をさせていただきます。

(農業振興課)

資料に基づきご説明させていただきます。今月は、相対による利用権設定の案件、所有権移転の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手25人に対して借り手が4人で、筆数は55筆、合計の面積で79,411㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者22人、取得者8人、筆数は27筆、面積は39,899㎡を所有権移転される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの後方が、利用権設定について、と記載されている番号1から番号55はすべて、相対により地元農業者等に利用権を設定される計画です。次に所有権移転につきましては、タイトルの後方が、所有権移転について、と記載されている番号1から番号27につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるものです。番号1から番号22については、全て譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(職務代理者)

ただいま説明のありました議案第196号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(西橋委員)

直接、関係はすることではないのかもしれませんが、1番から14番までの譲受人についてお聞きします。以前はバラ園にしたいということで、拡張し、観光農園にしていきたいというお話がありましたが、コロナ禍でうまくいかなく、現在、ハウスでは何も耕作しておられない状況だと思う。野菜を耕作するという話もお聞きしている。詳しいことは私も存じ上げないので、現在はどういう状況なのか教えていただけますか。

(農業振興課)

1番から14番の譲受人が、現在、所有されている施設とハウスの利用についてお答えします。こちらの認定農業者は、農業振興課の農業経営支援係に認定を受けるにあたり、農業経営改善計画を提出されました。この書類を拝見しますと、いちごの作付けをされると伺っております。今後の経営は、計画内での話になりますが、バラをやめて、今後はいちごを経営基盤として計画されていると伺っております。

(西橋委員)

以前は観光農園をするという話でしたので、たくさんの農地が集まるとお聞きしておりました。ハウスではいちごを栽培され、他のところは田として耕作されるのでしょうか。

(農業振興課)

お答えします。他の農地につきましては水稻を耕作される予定です。

(職務代理者)

他にご意見等はございませんか。

(職務代理者)

なければ私からもお聞きします。同じく、1番から14番についてお聞きします。2番と3番の契約条項が白紙になっております。譲受人が元から所有をしている農地になるのですか。

(事務局)

申し訳ありません。入力漏れです。全て、売買となります。

(職務代理者)

続けて、1番から14番についてお聞きします。先月も申請がありました。その時にも私が同じような事を質問させていただき、同じような回答をいただいております。今回は14筆、前回も11筆程だったと思います。周囲の状況としまして、もうすでにバラ園として温室が一棟、それから処理施設として5条申請されている部分があり、それを中心としたら、前回と今回のこの圃場はどういう分布になっているのか、概ねでいいので示して頂けないかと思います。当初は観光農園と話が出ておりましたので、これは水田として譲り受けされるというのが前提だと思う。農業経営改善計画が出てきているのならば、圃場とハウスと調整施設の配分と、将来、国道365号線に面しているところは駐車場にしたいという話が出たと思うのですが、なくなり、バラ園のところだけを改善計画で園芸を認めているのですが…。そうですね。圃場はどのようになっていて、将来、ずっと水稻としてされるのか、そういう改善計画になっているのか、ある程度、地元としても不安でなかろうかと思う。

委員としても、その配置がどのようになっているのか分かると有難いと思う。

（農業振興課）

ご意見、ありがとうございます。過去の経緯も少し調べました。バラ園について、当課にたくさんのご相談がございました。ただ、コロナ禍や様々な影響もあり、今回の改善経営計画、5年間での計画になりますが、その中ではバラ園を進められるという計画がされておられません。代わりに現在はいちごをハウスで1棟栽培されておりますが、計画では2棟追加され、合計3棟で栽培されます。そのいちごは、人を集めて観光農園とかではなく、今のところは出荷をされる計画で改善経営計画を出されておられます。厳密に今の圃場で、どのようにされるかは確認が取れませんので、総会の中で意見があったと伝え、具体的にどのようにされるか確認したいと思います。

（職務代理者）

今の回答ですと、ハウスを建設されるのは今回の申請地で計画されているように聞こえました。既に園芸用ハウスについては、当初は4棟とお聞きしている。その部分は、既に造成されているのですよね。現在、バラ園として、4棟の計画が1棟しか建設されていない。残りの部分はどうされるのですか。当初から過大な経営計画ではなかったのでしょうか。

（農業振興課）

お尋ねします。ハウス4棟の建設計画は、一番最初の農地転用申請の際にそのようなお話があったということでしょうか。

（職務代理者）

当初、農地法第5条申請され、のちに転用でなく、経営改善計画等で認めている。その許可の前に事前調査委員会を開き、利用者から説明を受けている時に4棟とお聞きした。その時にも観光農園にしたいと話され、駐車場も計画したいとのことでしたが駐車場は却下している。現在、この農地法第5条で承認したのは、バラ園としてハウス4棟という計画での面積を許可している。バラの選定、出荷の調整施設として、ですので、バラ園としてのハウスが1棟のままで終わっているということについて、この調整施設は用をなしていない、過大な施設を建てた、ということで、農地法第5条の本来の目的からいえば過大な施設ということで、バラ園が1棟だけであれば是正措置を講じる必要もございます。ですので、ハウスを3棟にしたいという計画でいうと、あと1棟分の面積が残る。その、いちごの出荷施設として、バラ園の調製施設をいちご出荷の為の選定施設として、現在、農地法第5条申請で受けた施設をどのように利用するのか改善計画が出ていないと、当時の許可の再度見直しが必要になる。詳しく説明できない、再度、話を聞く等と話されていますが、今回、この所有権移転について不安がある。やはり、しっかりとした経営改善計画を図面等で受けた上でこの場に出してきていただきたい。農地法第5条許可があった施設の是非が問われる

のと、そのバラ園のハウスを建てるという敷地面積で、既に造成済みの面積が課題になっているわけです。いちごの関連施設を、バラ園の計画敷地内でされるようでないと、今回、所有移転する水田にハウスを建設する計画となると、今回の議題では相応しくないと、私は考える。その辺をしっかりと対応していただかないと、その地域の委員は不安に思うと私は思います。

（農業振興課）

ご意見、ありがとうございます。まず、当初の農地転用の際の計画では4棟というふうに申請があったということですが、そこに関しては確認が取れていないまま、経営改善計画の書類の手続きを進めた中で、認定の処理をしたかと思います。ハウス設置場所については、改めてしっかりと確認をさせていただきます。場合によっては、そもそも当時の転用許可というところで調整も出てくるのかと思います。また、課内で協議を進めていきたいと思っています。

（多賀委員）

同じく1番から14番までについてお聞きします。そして先月に申請された分と合わせまして、場所的な問題の説明をお願いした。現在、埋め立てされた部分もあり、この辺のしっかりした説明をお願いしたい。また、これまでの経過をみて、所有権移転をされない方がおられるのかどうか。まして、これだけの水稻栽培されるのであれば、農機具の所有状況や、作業場等、現在は何もお聞きしておりませんので、どのように耕作されるのか、準備するにあたり、かなり大きなものを所有しなければならないのではないかと思います、計画には上がっておりますか。

（農業振興課）

はい、ありがとうございます。まず、位置関係について、でございますが、現在、建っているハウス施設の所から、南側の国道365号線までが基本的になっていきます。そちらの所有権移転は先月の定例総会で諮らせていただき、現在は全ての所有権移転の手続きが進められております。その中で、1筆だけ売買がされていないところがございます。農機具についてですが、現在、倉庫1棟を所有しておられます。従業員の機械を借りながら、また、新規の所得計画でトラクター、コンバイン、田植え機等の取得計画を立てておられます。

（多賀委員）

大きな会社ですので心配ないと思うのですが、農業者として考えると、結局、埋め立てしておられる場所に農舎を建てるわけでもない。計画の中で、集荷されたものを農協へ出されるのであれば近くにライスセンターもありますし、その辺の心配はないかもしれませんが、きちんとした計画をみせてほしいと思います。また、残った1筆についてどうされる

のか、何か、もう少しすっきりしないところもある。私は今回、保留ではダメなのかと思う。

（農業振興課）

少し、お時間いただいてもいいでしょうか。

（職務代理人）

それでは、私からも意見をさせていただきます。残った1筆について気になるころではありますし、通常の農地法第3条申請であれば由来を拝見し、近隣農地が耕作できるかという整備のチェック項目があるのですが、農業経営基盤強化促進法でされると、単なる所有権移転として中身がみえないままで、私達、農業委員が審査するには不安が多い。ある程度、委員に審査する条件的なものを示していただかないと審査しづらいと考える。私も若干、保留という感じにならないのかと思います。

（事務局）

一つの進め方として、前回の部分と今回の部分での経営計画についての話ですと、今回は見送る必要があるのでは、と思います。この議案、全てを継続審議すると他の部分について支障が出てきますので、一つ、ご提案となりますが、この改善計画の申請書なり、今後の進め方について、もう少し詳しい資料の提出を農業振興課から伝える意見をつけ、1番から14番までについては継続審議とさせていただくことで、どうでしょうか。

（職務代理人）

事務局からの提案によりますと、まず、農地利用集積計画の修正について、1番については意見なし、となりますが、2番については所有権移転ということで、所有者22人、取得者8人のところで筆数が27筆あります。1番から14番までの14筆について保留とし、次回の定例総会等で詳しい説明を受けるということで、筆数と面積を修正するというとし、皆様の了解をいただいて、採決をすることになるわけですね。

（事務局）

皆様、いかがでしょうか。

（職務代理人）

今、事務局から提案があり、私が再度確認させていただいた形での採決ということでしょうか。他にご質問等ございますか。裁決に関してではなく、その他、ご質問等ございますか。

(多賀委員)

先程、従業員の方に農機具をお借りすると聞きましたが、現在、倉庫は所有されているのですか。

(農業振興課)

はい、倉庫は所有されております。

(多賀委員)

倉庫の所在地の確認をしていただきたいです。また、従業員の所有農機についても詳しくお聞きしたい。相当な面積を耕作されることになりますので、かなり大きな農機と作業される人数もかなりいるかと思います。当初のバラ園が出来なかった為にされるのであれば、かなり意気込みがないと水稻など出来ないと思いますので、この辺をきちんと確認していただきたいです。

(農業振興課)

ご意見、ありがとうございます。また、継続審議となりましたら、次回、ご審議いただく際に、農機や位置など、そういったところもしっかりと確認をしたうえで、ご説明させていただきますと思います。ありがとうございます。

(職務代理者)

他にございませんか。

(西橋委員)

同じく1番から14番についてお聞きします。以前、担当の方にお話を伺った時には、地元の農業従事者の方に作業をしてもらう話を私はお聞きしました。しかし、所有権移転っていうことは、所有者がされるということになるのですね。

(農業振興課)

そうですね。法人や個人であつたりしますが、取得者が農業経営をするにあたり取得をされます。ただ今回、法人となられますので、雇用者として耕作をしていただく、というのが法人の場合ですとあるのかと思います。

(西橋委員)

私はその方達が耕作されるものと思っており、作業場や農機具の話はお聞きしてなかった。

(職務代理者)

他にございますか。

(廣部委員)

今の農業のうち、時勢で単価は分かりませんが、これだけの面積を売買で一度に取得するのは全国的にもあり得ないと思う。農業者なので作物を栽培して売買するというのが基本です。その為の取得だと信じて評価するわけですが、少し疑問に思う。本当にこの会社は継続できるのだろうか。資金はどうされるのか。一農業法人として取得される時に思ってしまう。先程も、農機や雇用者の話も不可解なところが見受けられるので、会社の責任者からどのような説明を受けておられるのか分かりませんが、理解しがたい。私自身、農地所有者から農地を買ってほしいと言われることもあり、農業委員という立場からも、たとえ繋ぎであっても耕作出来ればという思いはあるのですが、はっきりいって簡単ではない。例えば、年貢として30万支払いしていた農地だと、100年分の年貢の内払いのようなかたちとなり、基本としては成り立たない。ですので、どのような経営をお考えなのか。私もいちご栽培をしておりますが、結構、飽和状態みたいなところもあり、市場に出したところで、どれだけの値がつくと思っておられるのかお聞きしたいと思いますし、どういうビジョンを描いておられるのかみえないと、これだけの面積を一度に良いとはなかなか言えないのでは、と思います。このままでは、来月も同じようなことになるのではと思います。

(職務代理者)

はい、ありがとうございます。先程のご説明では、認定農業者ですので農業経営基盤強化促進法であがってきたという説明ですが、こちらの法人は当初、園芸用とする法人設立ではなかったのかと考えるのですが、現在は農事適格化法人で出資の話が出ているのですが、現在、政府の方では出資の条件を緩くするという話ですが、農地所有適格法人の出資条件に合っているか、経営計画がしっかりと市場のリサーチ等され成り立つのか、経営の条件となる農機具、農業用施設、そういうものがしっかりと計画し、建設できるのか。資金が十分にあるのか。農地法第5条申請だと、確実に転用が出来る資金計画が満たされないと受付も許可もできないという条件になっております。しかし、この農業経営基盤法ですと、何も条件が私達に分からず許可を出し、そのまま4年前と同様に途中で中断されてしまいますと、申請地周辺が大きな空白施設となり、耕作放棄地、施設の運営放棄地となった場合の心配を皆がしております。しっかりと話をお聞きしたうえで、我々に説明ができるようお願いをしたい。他にご意見、ご質問等ございませんか。

(職務代理者)

他にご質問等がないようでしたら、所有権移転の27件のうち、1番から14番を保留という

ことで、その他の裁決に移りたいと思います。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。8番の森勘十委員、9番の橋本治太郎委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(職務代理者)

ありがとうございます。それでは、対象の委員は自席で採決にくだらないこととします。

諮問を受けました、議案第196号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(職務代理者)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(職務代理者)

次に、議案第197号、農用地利用集積等促進計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第197号、農用地利用集積等促進計画案について、このことについて農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により決定を求めます。令和6年2月13日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課よりご説明をさせていただきます。

(農業振興課)

資料に基づきご説明させていただきます。今月は、新規の中間管理権の設定と、受け手の変更の案件がございます。番号1から番号75のすべてが新規の中間管理権の設定でございます。計画では、貸し手37人に対して借り手が11人で、筆数は75筆、合計の面積で、130,595㎡を利用権設定される計画です。番号1から番号35までの計35筆、合計67,647㎡の農地につきまして、1年から9年間契約年数が残っているもので、受け手を変更し、新たな耕作者と利用権の設定を行う計画です。

本案件の説明は以上です。

(職務代理者)

ただいま説明のありました議案第197号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

（職務代理者）

ご質問等がないようでしたら、採決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。2番の中川半弥委員、4番の多賀正和委員、7番の廣部重嗣委員、14番の北川富美子委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

（職務代理者）

ありがとうございます。それでは対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

諮問をうけました、議案第197号、農用地利用集積等促進計画案については、農業委員会として、意見なし、として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（職務代理者）

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、意見なし、と決定し、市長に報告いたします。

（職務代理者）

次に、議案第198号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

議案第198号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和6年2月13日提出、長浜市農業委員会会長名。

資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました番号1から番号2、の2件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借または使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

（職務代理者）

ただいま説明のありました、議案第198号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

（職務代理者）

ご質問等がないようでしたら、採決に移ります。

それでは、議案第198号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（職務代理者）

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

－以上で、本日の議案審議は終了－